

第3号様式

令和8年度第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会会議録

(令和8年6月4日作成)

- 1 開催日時 令和8年5月22日(金曜日) 14時00分～15時00分
- 2 開催場所 市庁舎9階 第1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 渡邊 章 (学校法人植草学園 植草学園大学)
岡本 大地 (千葉県弁護士会京葉支部)
齋藤 玲子 (千葉県税理士会船橋支部)
林 恵美子 (船橋市手をつなぐ育成会)
井上 恒雄 (船橋市障害者支援施設北総育成園保護者会)
岡部 佐知子 (船橋市健康福祉局福祉サービス部長)
飯村 昌人 (船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課長補佐)
 - (2) 事務局 障害福祉課 津田課長、川口施設整備係長、杉山主任主事、川名主任主事、小暮主事、宗方主事
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - (1) 委嘱状・辞令交付(公開)
 - (2) 委員長の選任について(公開)
 - (3) 募集要項(案)の審議について(公開)
※ただし、評価基準に関することは非公開
 - (4) 評価基準(案)の審議について(非公開)

【非公開の理由】

船橋市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため。
- 6 傍聴者数 なし
- 7 決定事項
 - (1) 委員の互選により渡邊委員が委員長に選任された。
また、渡邊委員長より岡本委員が職務代理人として指名された。
 - (2) 指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の案について事務局から説明し、審議のうえ、選定方法及び評価基準が決定された。
- 8 議事
 - ◆開会
 - 事務局

これより、『第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会』を開始いたします。皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとう

ございます。私、本日の司会進行をさせていただきます、障害福祉課施設整備係長の川口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以降は着席して進行させていただきます。失礼いたします。

本日は委員全員が出席ですので、船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、会議を開くことができます。

はじめに、本日の委員会の資料の確認をさせていただきます。紫色のフラットファイル1冊をご用意しておりますので、紫色のファイルの中のご確認をお願いいたします。めくっていただいて、一番上に資料一覧がございます。それ以降、資料一覧にあります番号に合わせまして、インデックスを付けてございます。順番にご説明いたします。

まず1つ目、「第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会次第」

2つ目です。「第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会の開催」

3つ目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について」

4つ目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会委員名簿」

5つ目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園事業概要」

6つ目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者の指定に関する要綱」

7番目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱」

8つ目です。「船橋市障害者支援施設条例」

9つ目です。「船橋市障害者支援施設条例施行規則」

10番目です。「船橋市情報公開条例」

11番目です。「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」

12番目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準」

13番目です。「会議を非公開とする場合の内規」

14番目です。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会スケジュール(案)」となっております。

足りない資料等、ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。また、開催通知とともにご送付いたしました募集要項(案)、評価基準(案)を本日使用いたしますが、お忘れの方いらっしゃらないでしょうか。はい、ありがとうございます。

なお、今回の委員会の資料につきましては、まだ未定稿であることと、不開示情報が含まれているため、会議終了後にすべて回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の公開・非公開について説明させていただきます。紫色のフラットファイルの資料12番「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準」をご覧ください。第9条に「この取扱基準に定めるもののほか、会議

の公開に関し必要なことは別に定める」と定めております。こちらを根拠として、資料13番の「会議を非公開とする場合の内規」を定めております。資料13番をご覧ください。第1項第1号において「非公開の決定については、会議開催前に委員長が行うものとする」と規定しております。

次に、資料11番「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」第2条第1項第1号をご覧ください。同号の規定により、「遅くとも会議開催の1週間前までに会議の開催に係る書面を所管課等のホームページに掲載すること」となっており、当該書面の中で、会議の公開・非公開の別について記載する必要がございます。

続きまして、資料12番の「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準」第2条をご覧ください。同規定に基づきまして、傍聴者の定員については、委員会開催の都度委員長が定めるものとしております。

本日は第1回の会議であり、まだ委員長が選任されておりませんので、会議の公開・非公開ならびに傍聴者の定員については、資料11番「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」第4条の規定に基づき、所管課長と協議の上、次のように定めさせていただきます。

会議の公開・非公開につきましては、「評価基準(案)の審議」は、資料10番、船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開とします。また、同じく「募集要項(案)の審議」のうち、選定方法・評価基準に係る部分についても同様に非公開といたします。その他の審議については公開とします。

次に、傍聴者の定員ですが、前回5人としたところ傍聴人はいなかったため、今回も同様に5人といたします。

なお、本委員会の議事録につきましては、原則委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては公開されませんが、不開示理由が消滅した場合には公開されます。会議録は会議終了後に事務局で作成します。また、会議の概要につきましては、会議終了後概ね1週間以内に作成し、公表となります。公表についてはホームページへの掲載及び行政資料室での配架にて行います。

続きまして、資料7番の「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱」第4条第5項をご覧ください。委員の皆様には守秘義務がございます。委員としての任期を終了した後も守秘義務はございますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料3「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について」をご覧ください。委員の皆様には、指定管理者選定のプロセスにおいて、透明性・公平性を確保する必要があることから、選定委員が代表を務める団体、又は選定委員がその団体の意思決定に参画する立場、もしくは重要な経営方針等について知りうる立場にある職を務める団体が、今回の指定管理者選定の対象となっていることが判明した場合には、選定委員を辞退していただきますので、ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴者の申し出はありません。

ご発言に関する留意事項をお知らせいたします。ご発言の際には挙手をお願いいたします。

発言の際には、お手元にありますマイクの TALK ボタンを押していただいて、スイッチを入れていただき、終わりましたら、また TALK ボタンを押してスイッチをお切りください。

◆次第1 健康福祉局福祉サービス部長挨拶

○事務局

それでは、資料の1番「次第」に沿いまして委員会を進めます。まず、次第1、福祉サービス部長の岡部からご挨拶させていただきます。

○岡部委員

皆様、こんにちは。船橋市健康福祉局福祉サービス部の岡部と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、また、本日はお足元が悪い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、指定管理者の選定をお願いいたします障害者支援施設北総育成園につきましては、昭和49年に知的障害者更生施設として開設しまして、現在は障害者支援施設へと形を変えながら、開設50年を超える歴史ある施設でございます。地方自治法の改正に伴いまして指定管理者制度を導入し、今年度で第4期の指定管理期間が満了となります。来年度以降の第5期指定管理につきましても、効率・採算性を確保することももちろんでございますが、利用者の方々の高齢化というお話をうかがっております。これまで以上に質の高いサービスを提供することも重要な点と考えております。

本委員会におきましては、これらのことを踏まえた上で事業者を選定していただきますよう、お願いする次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆次第2 委嘱状・辞令交付

○事務局

それでは続きまして、次第2「委嘱状・辞令交付」です。福祉サービス部長の岡部より、委嘱状を交付させていただきます。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれました委員の方におかれましては、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。それでは始めさせていただきます。(各委員に委嘱状を交付)

◆次第3 委員紹介

○事務局

続きまして、次第3、各委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。資料4番、「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会委員名簿」をご覧ください。名簿の順にご紹介させていただきます。ご着席のままで大丈夫でございます。

井上恒雄委員でございます。井上委員は、今回指定管理者を選定いただく施設「船橋市障害者支援施設北総育成園」の保護者代表として、保護者・利用者の視点からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

岡本大地委員でございます。岡本委員は、弁護士として千葉県弁護士会京葉支部に所属されております。手続き上の法令遵守等、専門的な見地からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

齋藤玲子委員でございます。齋藤委員は、税理士として千葉県税理士会船橋支部に所属されております。申請のあった法人の財務状況や収支計画等を、専門的見地からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

林恵美子委員でございます。林委員は、「船橋市手をつなぐ育成会」に所属され、知的障害のある方と日ごろ接しておられますので、当事者の視点からのご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

渡邊章委員でございます。渡邊委員は、千葉市にありす植草学園大学の教授をされております。障害福祉の見地からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

岡部佐知子委員でございます。岡部委員は、船橋市健康福祉局福祉サービス部長でございます。

飯村昌人委員でございます。飯村委員は、船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課長補佐でございます。

◆次第4 職員紹介

○事務局

続きまして、次第4、事務局職員の紹介をさせていただきます。

皆様、こんにちは。障害福祉課長の津田でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

改めまして、障害福祉課施設整備係長の川口でございます。よろしくお願いいたします。

施設整備係の川名と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、小暮と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、宗方と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、杉山と申します。よろしくお願いいたします。

◆次第5 委員長の選任

○事務局

続きまして、次第5「委員長の選任」に移ります。資料7番の「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱」第4条をご覧ください。同条の規定により、委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定めることとなります。

本委員会の委員長について、皆様いかがでございますでしょうか。

○林委員

はい。

○事務局

お願いいたします。

○林委員

失礼いたします。学識経験も豊富な渡邊委員はいかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。今、林委員から渡邊委員をとのお声をいただきましたが、皆様よろしいでしょうか。

○一同

異議なし。

○事務局

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、渡邊委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○渡邊委員

はい。

○事務局

ありがとうございます。それでは、渡邊委員に委員長をお願いしたいと思います。お手数ですが中央の委員長席へご移動をお願いいたします。渡邊委員、よろしく願いいたします。

それでは渡邊委員長、一言ご挨拶を頂戴しても頂いてもよろしいでしょうか。

○渡邊委員長

はい。植草学園大学の渡邊と申します。それでは皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

それでは、これより渡邊委員長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員長

それではですね、ここから私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

はじめに、資料 7 番をお開けください。「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱」第4条第4項により、委員長が欠けた場合または事故あるときに、職務を代理する委員について、あらかじめ委員長が指定すると定められております。こちらにつきましても、岡本委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岡本委員

承知いたしました。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

◆次第6 障害者支援施設北総育成園の概要

○渡邊委員長

それでは続きまして、次第の6ですね。「船橋市障害者支援施設北総育成園の概要」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい、ありがとうございます。資料5番の「船橋市障害者支援施設北総育成園事業概要」をご覧ください。

まずは施設の概要ですが、北総育成園は、昭和49年に開設した香取郡東庄町にある障害者支援施設です。定員は75名で、管理運営は社会福祉法人さざんか会が行っています。

続いて、施設の目的ですが、障害者総合支援法に基づく施設入所支援、短期入所、生活介護、相談支援、日中一時支援のサービスを実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、レクリエーションや作業等を行うとともに、社会生活への適応性と参加が図られるよう、日常生活でのあらゆる機会を通じ適切な指導を行うことを目的としています。

続いて、自主的な取り組み及び事業ですが、地域社会との連携強化、地域ボランティア育成活動の推進、相談事業の充実、部会委員会活動の充実、平和教育、他施設との交流の6つの項目を掲げて取り組んでいます。以上でございます。

◆次第7 選定委員会について

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。それでは、次第の7に進みたいと思います。選定委員会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。では、本委員会についてご説明させていただきます。紫色のファイル7番をご覧ください。

「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱」でございます。

本委員会は設置要綱第1条にあるとおり、北総育成園の指定管理者の選定のために設置された委員会でございます。今後、本委員会をお願いいたします事項を説明いたします。設置要綱第2条をご覧ください。

同条第1号の規定により、「指定管理者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること」並びに同条第2号の規定により、「指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること」を審議し、指定管理者候補者を選定していただくこととなります。

簡潔にご説明させていただきますと、募集をかけるにあたり、どのような内容を事業計画として提案してもらい、また、その提案された事業計画をどのような基準で審査するかということを決めていただきます。そして、次はそれに基づいて提出された申請書類の書面審査、応募者である法人の面接審査を行い、その評価を点数で表していただきます。法人の点数が一定基準以上であれば、指定管理者にふさわしいものとして委員会で決定し、市長に報告をしていただくという流れになります。

今回の指定管理者選定につきましては、通常の募集と異なる部分がありますので、ご説明させていただきます。

指定管理者の選定は、通常であれば広く事業者を募集し、申請があった事業者に対して審

査を行い、最も優れた事業者を選定いただきます。しかしながら、本施設につきましては、常時介護が必要な障害者に対して、日中・夜間含めての便宜の供与や、毎日の入浴・排泄・食事などの介助の提供を必要とする特性を持つ施設となります。

また、知的障害者は周囲の環境の変化に敏感であり、環境の変化が本人の生活の質へ響くため、利用者と事業者の間には高度な信頼関係が求められます。

こうした施設の特性を踏まえると、引き続き現在の管理運営が継続されることのほうが、安定したサービスの確保が図られるとともに施設の設置目的の達成にも効果的であることから、令和7年12月23日開催の政策会議にて、今回の指定管理者選定では非公募とすることを決定いたしました。そのため、申請できるのは、さざんか会1法人のみということになります。

次に、今後の会議の日程についてご説明いたします。お配りした資料、紫色のファイルの14番、「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会スケジュール(案)」をご覧ください。委員の皆様にお集まりいただきたいのが、書面審査を行う8月20日の第2回選定委員会、面接審査を行う9月25日の第3回選定委員会でございます。また、それに先立ちまして、申請者から提出された書類を各委員にお渡しいたしますので、8月上旬ころから中旬にかけて、申請書類の事前審査を皆様個別にお願いしたいと考えております。

この日程の調整については、後ほど事務局から皆様にお諮りいたします。以上でございます。

○渡邊委員長

はい。ご説明ありがとうございます。

ここまでで何かご質問、ありますでしょうか。

○一同

異議なし。

◆次第8 募集要項(案)の審議

○渡邊委員長

はい。それでは、次の議題に行きたいと思えます。次第8の「募集要項(案)の審議」に移ります。事務局から説明、お願いいたします。

○事務局

はい。事前配布させていただいております、青いフラットファイルのご用意をお願いします。

「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者募集要項(案)」の表紙をめくっていただき、1ページ目、目次をご覧ください。募集要項(案)につきましては、3つに分けて審議をお願いいたします。

まず、「1 指定管理者が行う管理の基本方針」から「9 その他管理運営にあたっての留意事項」までをまとめて説明いたしますので、そのあと審議をお願いいたします。

次に、募集方法である「10 指定管理者募集に関する事項」をご説明いたしますので、審議をお願いいたします。そして、最後に「11 指定管理者候補者の審査・選定等」のうち「(1)

指定管理者選定委員会の設置について」から「(5)指定管理者候補者選定の方法」までについては、本日の次第9の「評価基準(案)の審議」にて説明いたしますので、あとに回させていただきます。また、「(6)審査結果の通知及び公表について」から、最後の「14 業務の引継ぎ」までのご説明をいたしますので、審議のほうをお願いいたします。

では、まず5ページ目の「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者募集要項」をご覧ください。こちらには、指定管理者制度の趣旨及び本募集要項の取り扱いについて記載しており、申請者はこれに沿って応募をしていただきます。時間の都合上、内容すべての詳細はご説明できませんので、主な内容についてご説明いたします。

<1 指定管理者が行う管理の基本方針>

まず、5ページ目の「1 指定管理者が行う管理の基本方針」をご覧ください。(2)に、①から⑧までを、管理の基本方針として決めました。申請者には、これらの基本方針に基づいて事業計画を提案していただくことになります。

<2 施設の概要>

次に、6ページ目の「2 施設の概要」です。次第6の際にご説明いたしましたが、北総育成園は昭和49年4月に開設いたしました。定員は75名の施設で、面積・施設内容等については記載のとおりでございます。

<3 指定管理者が行う業務>

次に、「3 指定管理者が行う業務」として、まず、「ア 船橋市障害者支援施設条例第5条に規定する業務に関すること」を説明いたします。具体的には6ページから7ページにかけて、①から⑥までを定めております。順にご説明いたします。①利用者支援に関することとしまして、生活支援や個別支援計画の作成及び実施、健康管理や家庭との連絡連携等を行っていただきます。続きまして、②では利用者・家庭からの苦情、要望等への対応を定めており、③では施設、設備や物品の維持管理等について定めております。④～⑥については、記載のとおりとなっております。なお、※の1つ目において、利用者の日課に関することは、当分の間継続することと定めております。これは、知的障害のある利用者について、日課に急激な変化が起こると対応することが困難であるため、混乱を避けるために設けてあるものでございます。また、※の2つ目として、申請者から提案のあった事項も指定管理者の業務となることを記載しております。

次に、「イ 自主事業について」として、市で指定する指定管理者の業務以外に、申請者の自主的な取り組みとしてどのようなものを行っていただくかを、事前に事業計画書にて提案していただくために設けております。また、現指定期間に行っている自主事業等について、継続、変更、または廃止するのかを提案していただきます。なお、提案いただいた内容については、市が効果等を判断し承認をするという形になりますので、提案した内容を必ず実施できるものではございません。

<4 指定期間>

次に、「4 指定期間」ですが、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とい

たします。

<5 選定方法>

次に、「5 選定方法」ですが、施設の特性を踏まえると、現在の管理運営が継続されることで安定したサービスの確保が図られるとともに、施設の設置目的の達成にも効果的であることから、社会福祉法人さざんか会が引き続き管理運営することとし、募集方法は非公募といたします。ただし、非公募の場合であっても、指定管理者として適正な管理を行うための一定の基準を満たしているかどうかについて、選定委員会による審査を行います。

<6 管理運営に関する経費等>

次に、「6 管理運営に関する経費等」ですが、北総育成園の管理運営に要する経費は、利用料により賄うことといたします。(1)利用料について、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と、利用者が所得に応じて負担する利用料は、指定管理者の収入となります。(2)と(3)は、施設及び設備、物品等の修繕等を行う場合の負担区分について定めているものでございます。

<7 リスク分担>

続きまして、9ページ、「7 リスク分担」については、指定期間内における様々な変動要因に対するリスクについて、表のとおり、市または指定管理者のどちらが分担するかを定めたものでございます。

<8 業務評価>

次に、9ページ、「8 業務評価」です。業務評価とは、施設の運営に関し、協定等に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行われる状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかを判断するために実施するものでございます。また、その他、申請者が独自に業務評価を実施する場合には、事業計画書により提案をしていただきまして、こちらも評価の対象となります。以下、(2)から(5)については、労働関係法令の遵守や業務評価の結果を受けての改善指導、結果の公表等について定めております。

<9 その他管理運営にあたっての留意事項>

続きまして、「9 その他管理運営にあたっての留意事項」についてです。(1)として、管理運営を行う上で遵守すべき法令等を掲げております。以下、(2)から(15)まで北総育成園の管理運営に際して、留意していただきたい事項を定めております。

ここまでで、募集要項の1から9までの説明を終わります。

○渡邊委員長

それでは、ここまでで何かご意見・ご質問等ありますでしょうか。もしありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同

異議なし。

○渡邊委員長

それでは、ご説明のあった案のとおりとさせていただきます。

それでは次に、募集方法の「10 指定管理者募集に関する事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

<10 指定管理者募集に関する事項>

○事務局

では、募集要項13ページの「10 指定管理者募集に関する事項」について説明させていただきます。

まず、(1)スケジュールについてです。本日の第1回選定委員会において確定した内容を盛り込んだ募集要項を、6月10日から配布いたします。その後、質疑受付・回答を行い、7月1日から7月31日までを申請期間といたします。その後、書面審査を8月中旬、面接審査を9月下旬に行います。面接審査ののち、指定管理者候補者が決定いたします。

なお、書面審査と面接審査の具体的な日程につきましては、書面審査を8月20日、面接審査を9月25日に開催する予定です。指定管理者の指定は市議会の議決事項ですので、議案を12月の令和8年第4回船橋市議会定例会に提出いたしまして、議決を経て、指定管理者の指定が令和9年1月に行われます。その後、指定管理者と市で協定書の協議を開始し、4月1日から業務開始という流れになります。以下、14ページ上部まで、募集手続の詳細について定めております。

次に、14ページの(3)申請資格についてです。労働関係法令を遵守している者であることや、役員等が暴力団等に関与していないこと等を定めております。

次に、(4)申請の手続きについてですが、まず①申請書類として提出していただくものを決めました。申請書類一覧の2番、船橋市障害者支援施設北総育成園事業計画書については、申請者が実際に北総育成園をどのような形で運営するのか提案していただく書類となります。書面審査にあたっては、主にこの事業計画書の提案を評価していただきます。

次に、申請書類一覧の7番として、令和8年度の資金収支予算書及び事業計画書を求めています。また、申請書類一覧の8番では決算関係の書類として、表に記載の書類を提出していただきます。こちらについては、16ページの⑤失格事項の項目、失格事項の力、について法人の財務状況が著しく悪化していることにより、5年間の指定期間中、安定した業務履行が困難ではないかどうかを判断する資料として、書類事前審査の際に、税理士でいらっしゃる齋藤委員にご審査いただきまして、ご判断をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

その他、17ページまで、申請をしていただく際の注意及び留意事項等を規定しました。募集に関する事項の説明は、以上でございます。

○渡邊委員長

はい、ご説明どうもありがとうございます。それでは、ご説明いただいた内容につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

○一同

異議なし。

○渡邊委員長

大丈夫でしょうか。それではご説明のありました内容については、この案のとおりとさせていただきます。

それでは次に、選定後の手続きについてですけれども、18ページからの「11 指定管理者候補者の審査・選定等」の(1)～(5)は後ほど審議いたしますので、選定後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

<11 指定管理者候補者の審査・選定等>

○事務局

それでは、選定後の手続きについて説明させていただきます。募集要項(案)の20ページをご覧ください。

(6)審査結果の通知及び公表についてですが、選定委員会において申請者の審査を行い、市長へ書面にて報告していただきます。その結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を選定いたします。ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める最低基準に達しない場合、指定管理者候補者として選定いたしません。

選定方法の詳細につきましては、のちほどご説明させていただきます。指定管理者の候補者の選定結果は、書面で申請者に通知するとともに、市のホームページ等にて公表いたします。

次に、(8)指定管理者候補者として選定された法人は、市議会の議決を経たのち、指定管理者として指定されます。

<12 指定管理者との協定の締結>

続いて、21ページの「12 指定管理者との協定の締結」ですが、市は指定管理者として指定された法人と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、それに基づいて基本協定を締結いたします。

<13 指定の取消し等>

続いて、21ページの「13 指定の取消し等」では、管理業務が不適切と認められる場合等については、指定期間中であっても、指定の取り消しや、指定管理業務の全部もしくは一部を停止することがあると定めております。

<14 業務の引継ぎ>

22ページ、14にて、業務の引き継ぎに関する事項等についても定めております。

選定後の手続きについての説明は、以上です。以上で「評価基準に関すること」を除く募集要項(案)についての説明を終わります。

○渡邊委員長

はい。ありがとうございます。

ここまでで、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○一同

異議なし。

○渡邊委員長

それでは、ご説明のあった内容につきまして、この案のとおりとさせていただきたいと思
います。

それでは、「評価基準に関すること」を除く募集要項(案)についての審議は、以上で終わり
となります。ご説明いただいた内容については、この案のとおりとしたいと思います。

どうですかね、このまま続けて大丈夫そうですね。そうしましょう。それではこのまま続
けさせていただきます。

それで、この先の審議ですね。次第8「募集要項(案)の審議」についての、評価基準に関す
るもの。それから、次第9「評価基準(案)の審議」につきましては、船橋市情報公開条例第7
条第5号該当する不開示情報が含まれるため、非公開となります。本日は傍聴者がいらっし
やいませなので、このまま進行させていただきます。

続いて、募集要項(案)の審査・選定の流れについて審議したいと思います。それでは、審
査選定の流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

◆次第9 評価基準(案)の審議

非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段
の規定により記載を省略します。

◆次第10 次回の日程等

○事務局

はい。ご連絡事項のほうがありますので、ご説明させてください。

紫色のフラットファイルの14番「船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員
会スケジュール(案)」をご覧ください。

表の5つ目です。7月31日に申請書類の受付を締め切りまして、その後、申請書類の事前
審査ということで、事前に委員の皆様へ評価・仮採点をしていただきたいと思いますと考えております。
評価の対象となる申請書類一式につきましては、個人情報を含むものであり、適切な管理が
必要ということから、事務局で一括して管理のほうをさせていただきます。

したがいまして、委員の皆様へ事前審査にあたりましては、こちらから郵送させていた
だくか、市役所にお越しいただくか、個別に調整のほうをさせていただければと思います。

また、ご説明させていただきましたとおり、齋藤委員には決算関係書類の審査を併せてお
願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事前審査ののち、第2回選定委員会につきましては、8月20日の開催を予定しております。
面接審査を行う第3回選定委員会は、9月25日の開催予定でございます。

最後に、本日の会議録についてでございますが、事務局で作成後、各委員の皆様へ送付を
させていただきます。内容をご確認いただきまして、修正等がないようであれば、同封する
署名用紙にご署名の上、当該署名用紙とお送りした会議録をご返送くださいますようお願い
いたします。以上でございます。

○渡邊委員長

はい。連絡事項、ありがとうございます。

それではこれで、『第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会』を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございます。

9 資料・特記事項

(1)傍聴者配布用資料

1. 第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会次第
2. 第1回船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会の開催
3. 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について
4. 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会委員名簿
5. 船橋市障害者支援施設北総育成園事業概要
6. 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者の指定に関する要綱
7. 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会設置要綱
8. 船橋市障害者支援施設条例
9. 船橋市障害者支援施設条例施行規則
10. 船橋市情報公開条例
11. 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱
12. 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準
13. 会議を非公開とする場合の内規
14. 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者選定委員会スケジュール(案)
 - ・ 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者募集要項(案)
 - ・ 添付資料
 - ・ 申請書類

(2)特記事項 なし

10 問い合わせ先

健康福祉局福祉サービス部障害福祉課施設整備係

電話番号 047-436-2344